

質 問 回 答

2022年4月22日

「(案件名)全世界遠隔教育機材等整備に係る情報収集・確認調査」

(公示日:2022年4月13日/調達管理番号:22a00083)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P7 第2章 特記仕様書案 第3条 調査の目的と範囲 及び P8 第2章 特記仕様書案 第4条(2)無償資金協力に関する留意事項	ここでは、「ラオス、カンボジア、パプアニューギニア、パレスチナについて、中期的な施設案件の形成を見据え、施設整備に関する調査を併せて実施」と記載がある。一方、第4条(2)の表では、モザンビーク、ジブチが星付きで追記されている。第3条および第4条で求められている調査内容に違いがあるか。第3条の4カ国では別の視点を基に別途調査を行うという認識か。調査内容の違いについて教えて頂きたい。	第3条の記載が誤りです。「ラオス、カンボジア、パプアニューギニア、 <u>モザンビーク</u> 、 <u>ジブチ</u> 、パレスチナについて、中期的な施設案件の形成を見据え」に訂正いたします。
2	P7 第2章 特記仕様書案 第3条 調査の目的と範囲	各国・地域内の調査地は、首都等に加え、1-2箇所程度の地方を含むとありますが、現時点で、既に地方での調査が予定されている国・地域がありましたら、ご教示頂くことは可能でしょうか？また、パレスチナのガザ地区の調査については、何日程度を想定されておりますでしょうか？	あくまで現時点での想定で増減の可能性がありますが、ラオス、カンボジア、PNG、ネパール、ルワンダ、モザンビーク、パレスチナについては地方調査の可能性を見込んでいます。ガザ地区の調査日数は提案いただけますが、1日程度を想定しています。
3	P8 第2章 特記仕様書案 第4条(2)無償資金協力に関する留意事項	施設に関する調査について、15~25億円程度の事業規模を想定されているとのことですが、こちらは機材調達費を含む額でしょうか。また、その場合、機材に関する調査も別途想定されておりますでしょうか。	機材調達費を含む事業規模として想定しています(この機材は本調査で対象とする遠隔教育機材に限るものではありません)。本調査の報告書で施設案件を提案いただく際の機材内容及び概算は過去案件や他の調査報告書を参考にするなどの大まかな方法で構いません。
4	p8 第2章 特記仕様書案 第5条(1)国内調査1	5つ目の点「発注者が検討中の無償資金協力施設案件のアイデア及び諸条件の確認(施設調査対象国・地域のみ)」につき、プロポーサル	「検討中の案件のアイデア」については、受注者決定後、渡航前までに共有する想定です。

		が特定した後に貴機構の「検討中の案件のアイデア」が共有されるという認識でよいか。	
5	p8 第2章 特記仕様書案 第5条(2)現地調査	3つ目の点「施設に関する調査(施設調査対象国・地域のみ)」に「物価・物流状況等、その他案件形成に有用な情報収集」とあるが、各対象国に配分されている調査日数では限られた情報収集となる。プロポーザルで想定する調査項目を示し、その情報収集を行うという考えでよいか。	ご理解のとおりです。お示しいただいた想定調査項目を基に、契約交渉を通じて決定いたします。
6	P13 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 1. プロポーザルに記載されるべき事項	コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン P31 2. 留意事項ではフローチャートは上限カウント(行数・文字数の制限)の対象外となっておりますが、上限ページ数の中には含まれるでしょうか。	上限カウント(行数・文字数の制限)の対象外となりますが、ページ上限には含まれます。
7	P13 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 1. プロポーザルに記載されるべき事項	様式4-1(その3)コンプライアンス体制ですが、様式自体が表形式のようになっています。コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン P32 に1ページと制限がありますが、文字数、行数はどのようにカウントされるのでしょうか。	フォーマットに基づいて記載いただいた場合には、行数、1行の文字数のカウントの対象外とします。
8	P13 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 1. プロポーザルに記載されるべき事項	コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン P32 に記載の共同企業体を結成する必要性(1 ページ)については、(1)類似業務の経験の前の部分に挿入することは可能でしょうか。	不可とさせていただきます。当該ページが(1)類似業務の経験の前の部分に挿入されていたとしても、プロポーザルを無効、減点するものではありませんが、弊機構側での評価迅速化の観点で記載順については統一されていることが望ましいため、ご理解願います。
9	P13 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 1. プロポーザルに記載されるべき事項	コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン P33 注)1 では、「5枚×法人数」となっておりますが、様式4-1(その2)の類似業務の経験は、各社3件が上限ということで間違いはないでしょうか。	ご理解の通りです。

10	<p>p14 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. (2) 2) 業務従事者の構成案</p>	<p>複数国を対象とした情報収集・確認調査では、業務主任者の格付は 2 号、他の評価対象者の格付は 3 号と設定されていることが多いように考えますが、本件では「業務主任者/機材計画」が 3 号、評価対象の「教育計画」が 4 号と指示されています。プロポーザル作成ガイドライン別添資料 5 でも格付目安が示されていますが、本件の業務主任者と評価対象者の格付を上記のとおり設定されている具体的な理由をご教示いただけましたら幸いです。</p>	<p>プロポーザル作成ガイドラインにもとづき「基礎情報収集・確認調査」の業務主任者として 3 号と設定しています。上位の格付を提案する場合は、同ガイドラインに基づきご提案ください。</p>
11	<p>P16 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 4. (2) 別見積について</p>	<p>1) 航空賃ですが、フライトクラスは格付に応じて設定されております。一回の派遣において、例) 日本→A 国→B 国→日本 と複数国を移動する場合、業務開始国と業務終了国が異なり、日本とのフライト所要時間が変わります。さらに、A 国から B 国への所要フライト時間が長時間になるようなケースでは、フライトクラスは、どのように設定すればよいでしょうか。</p>	<p>経理処理ガイドライン p11-12 (2) 航空券クラス注2に記載の通り、各渡航に係る所用フライト時間から A~D 地域の区分を判別いただき、【表4: 格付/渡航地域別航空券クラス】にて、適用クラスを判断ください。 なお、周遊での渡航につきましても、効率的かつ経済的な渡航順となるよう留意ください。</p>
12	<p>P17 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 4. (3) 定額計上について</p>	<p>(3) 定額計上において、2) の対象国内での移動経費 75 万円は、1 人当たりではなく、1 か国に対してでしょうか。</p>	<p>国内線航空賃一式(全対象国・従事者合計)です。調査内容により空路移動の要否が変わりますので、現時点ではこちらを一式として積算ください。</p>
13	<p>P17 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 4. (3) 定額計上について</p>	<p>2) 対象国内での移動経費は 750 千円と指示されていますが、対象国内の移動経費として、車両費と国内航空券費、傭人の地方出張の際の日当・宿泊費も含まれるでしょうか。 また、定額計上となっているので、移動経費にかかる一般業務費内②車両関連費及び⑤旅費・交通費については、見積根拠の取り付け及び根拠に基づく計上は不要との理解でよろしい</p>	<p>本経費は国内航空賃のみを含みます。車両費は一般業務費②車両関連費に、現地傭人の日当・宿泊費は同①特殊傭人費に見積根拠に基づき計上ください。</p>

		でしょうか。	
--	--	--------	--

以上